

北野通委任信号機車両用信号灯器ほか更新業務 仕 様 書

1 概要

北野通委任信号機は直近の更新より約 12 年が経過しており、車両用及び歩行者用信号灯器の光源となる LED 素子が徐々に劣化することにより、灯器全体としての輝度が低下の傾向を示している。本設備は市民を交通災害から守るための重要な設備であることから、設備不良を未然に防ぐため予防保全を目的として更新を行うものである。

2 履行場所

・札幌市豊平区月寒東2条13丁目3番地 北野通委任信号機

3 納入期限

令和7(2025)年 01月 31日(金)まで

4 業務内容

上記履行場所に設置されている以下の機器等について作業を行う。

- (1) 車両用信号灯器(300φ 水平 3 位信号灯(LED)両面・2.0m アーム)撤去 ～2台
- (2) 車両用信号灯器(250φ 水平 3 位信号灯(LED)両面・2.0m アーム)新設 ～2台
- (3) 歩行者用信号灯器(250mm/m シルエット型信号灯(LED)0.5m アーム)交換 ～2台
- (4) 各車両用灯器アームに設置している「主要地点標識」を、新たに設置する車両用灯器アームに**移設**する。～各1枚(計2枚)
- (5) 各歩行者用灯器アームに設置している「押ボタン式標示板」を、新たに設置する歩行者用灯器アームに**移設**する。～各1枚(計2枚)
- (6) 各種灯器～既設端子箱間の制御用ケーブルを交換する。
 - ・車両灯器用 CVV2mm²×4C
 - ・歩行者灯器用 CVV2mm²×3C
- (7) 制御ケーブル保護用立上りパイプの交換を行う。
 - ・車両灯器用 硬質ビニル電線管(VE42)
 - ・歩行者灯器用 硬質ビニル電線管(VE22)
- (8) ケーブル及びパイプを支持するステンレスバンドの新設。
 - ・ステンレスバンドセフター SFT-N209
- (9) 作業完了後、各所にて動作試験・調整作業を実施。

<注 記>

※上記に記載された機器等以外については、全て既設を再使用すること。

※新設する車両用信号灯器及び歩行者用信号灯器は、以下の規格を適用したものとする。

- (a) 警察庁仕様(警交仕規 第 1014 号「版4」)
- (b) 日本工業規格(JIS)
- (c) 電気設備技術基準
- (d) その他関係法令および規格

5 履行体制

受託者は直接雇用契約関係にある者の中から、作業の遂行を指揮監督するための作業責任者を1名定め、適切に履行すること。

(1) 作業責任者

作業の遂行を指揮監督するための責任者を1人定めること。

(2) 作業従事者の資格について

受託者は、本作業の遂行に当たり直接雇用契約関係にある者のから、次の個人資格を有するものに作業を行わせること。

・電気工事士(免状の種類不問)

6 提出書類

- (1) 業務履行写真 1部 業務完了後速やかに
- (2) 現地動作確認試験成績表 1部 業務完了後速やかに
- (3) 完成図書 1部 業務完了後速やかに
 - ・機器完成図
 - ・しゅん功図(電子データ含む)
 - ・現場施工確認書類
- (4) 完了届・請求書(本市様式による) 1部 業務完了後速やかに

7 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、

そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

8 安全衛生管理

受託者は、労働安全衛生法に基づき安全に関する事項を確実に行之、作業に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育、作業前の危険予知活動を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。

車線規制を行う場合は、必要に応じ道路使用許可等の申請を行うとともに、標識、看板等の設置、

交通誘導警備員の配置等を行い通行人・車両、作業員の安全に十分配慮すること。

9 留意事項

- (1) 作業にあたっては、事前に委託者との工程調整等を行うこと。
- (2) 作業の実施に必要な機器、工具、消耗品類、安全機器設備の手配・設置、照明器具等は受託者負担とする。
- (3) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (4) 発生材の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(マニフェスト制度)に基づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。
- (5) 本作業履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、本市の指示または下記によること。

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- ・電気設備工事監理指針 令和4年版

以 上